

「川島町有施設への飲料用自動販売機の設置に関する募集要領」に関するQ&A

質問	回答
1 登記簿謄本（全部事項証明書）・印鑑証明書・納税証明書は、コピーでも可能ですか。	可能です。ただし、発行されてから3ヶ月以内のものとしてください。
2 物件番号2のカップ販売機については、タンク式になりますか、庁舎の水道水を利用できる方式になりますか。また、同物件は、缶・ペットボトルのみの販売機を設置できますか。	庁舎の水道水の利用はできません。タンク式の自動販売機の設置をお願いします。物件番号2は、カップに缶・ペットボトルを併設する複合機は可能ですが、缶・ペットボトルのみの販売機は設置できません。
3 各自動販売機の販売実績を知ることはできますか。	下記のとおりです。 物件番号1 3, 832本 物件番号2 1, 762杯 物件番号3 1, 219本 上記は、平成28年4～12月分の実績です。
4 平成29・30年度川島町入札参加資格（建設資材・建築物維持管理・物品・その他）を申請・取得していれば、本入札の「町有財産貸付け一般競争入札参加申込書」は不要ですか。	左記資格の申請・取得の有無に関わらず、「町有財産貸付け一般競争入札参加申込書」が、必要になります。必ず、「町有財産貸付け一般競争入札参加申込書」および、必要書類をご提出ください。
5 住民票の写し、もしくは登記簿謄本（全部事項証明書）・印鑑証明書・誓約書・納税証明書は、入札物件数分必要ですか。	左記書類は、入札物件数に関わらず、各1部で結構です。それ以外の書類は、入札物件数分必要ですので、ご注意ください。
6 本社ではなく、支社・支店・営業所での入札はできますか。	入札は可能です。ただし、支社・支店・営業所の入札者の印鑑が印鑑登録されていない場合は、委任状（様式1号）を追加提出してください。その場合は、入札や契約を委任されたものを行うことが可能です。また、「入札心得」4の（1）のアは支店印、ウは本社の印鑑証明書を提出してください。

平成29年3月15日現在